

行動計画策定

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・平成 30 年 10 月 法に基づく諸制度の調査
- ・平成 30 年 11 月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法を検討する。
- ・平成 31 年 6 月 パンフレット配布、ポスター掲示等により周知を図る。
- ・平成 30 年 8 月 従業員に再度周知を図る。

目標 2 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、妊娠中や産休中、育児休業の取得を希望する従業員、また育児休業復帰後の従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・平成 30 年 10 月 相談窓口の設置について検討する。
- ・平成 31 年 6 月 相談窓口の設置について従業員に周知を図る。
- ・平成 31 年 8 月 従業員に再度周知を図る。